お亡くなりになった後の手続きが
困難な方が増えています

ご献体を大学に受け入れることができず
ご遺体をお返しせざるを得ない可能性があります

お亡くなりになった後の一連の手続き

死亡診断書
医師もしくは歯科医師が発行

北大へ

①北大へ連絡
白菊会（平日10:15～17:00）
011-706-7852
北大医学部・警務員室
（夜間・休日）011-706-7150

ご遺体お引き取り時間を相談
（お亡くなりになった
直後か**ご葬儀後**の引取）

公益社が持参する
②解剖承諾書にサイン

③死亡届を提出 **７日以内に提出する**
・亡くなった場所、届け人の在住地、故人本籍地
（区役所戸籍住民課）※祝祭日・夜間も可

間に合わないことが
多いので
④は郵送いただく
（猶予あり）

④火葬埋葬許可証の取得
※平日8:45～17:15のみ
葬儀（通夜・告別式）を行う場合、
葬儀会社が行ってくれる場合が多い

②～④が揃わないと法律上
解剖と火葬ができない

入会時にはご家族などの同意を得ていても

死亡時には

その方が亡くなる、

疎遠になっている、

認知機能や健康上の理由で手続きできない

ことが想定されます。

【お願い】
実際に手続きをしてくれる方がいる状態を<u>維持してください</u>

・ケースワーカーやソーシャルワーカーなど、死亡時の手続きに関わる方にあらかじめ献体の意思を伝え、必要な手続きへの協力を依頼しておいていただくことが大切。

医療・福祉サービスの利用の有無で入口が異なります

・生活保護を受給されている方→ 担当ケースワーカー（福祉事務所）

・病院に通院・入院している方 → 病院の医療相談室・地域医療連携室など

にいる**医療ソーシャルワーカー（MSW）**

・６５歳以上の方 → お住まいの地域を担当する**地域包括支援センター**

・介護保険サービスを利用している方 → **担当ケアマネジャー**から

地域包括支援センターや関係職種に

・福祉との接点がまったくない方 → 市区町村の高齢福祉・地域福祉等の

相談窓口、または地域包括支援センターにまず相談する

【お願い】
実際に手続きをしてくれる方がいる状態を
<u>維持してください</u>

・ご自身の献体の意思や、死亡後に大学への連絡および献体に必要な手続きを希望していることを文書として残し、関係者が確認できるようにしておくことも大切です。